古丹別川流域治水協議会　規約（案）

（設置）

第１条　「古丹別川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、古丹別川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にあたる者をもって構成する。

２ 協議会は、各構成員の命により、各機関の代理による対応を認める。

３ 協議会に会長及び副会長を置き、会長には留萌振興局長、副会長には留萌振興局副局長（建設管理部担当）をあてる。

４ 会長は、協議会の事務を掌理し、副会長は会長の事務を補佐する。なお、会長が不在時の時は、副会長が事務を統轄する。

５ 会長は協議会の同意を得た上で、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（幹事会）

第４条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会へ報告する。

３　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

４　幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は留萌振興局留萌建設管理部事業室長、副幹事長には留萌振興局留萌建設管理部用地管理室長をあてる。

５ 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、副幹事長は幹事長の事務を補佐する。なお、幹事長が不在の時は、副幹事長が事務を統轄する。

６ 幹事会は、各幹事の命により、各機関の代理による対応を認める。

７ 幹事長は協議会の同意を得た上で、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（協議会の実施事項）

第５条　協議会は、次の各号に上げる事項を実施する。

１ 古丹別川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

２ 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

３ 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（アドバイザー）

第６条　協議会及び幹事会には、流域治水に関する助言を求めるため、別表３にある機関をアドバイザーに置く。

（会議の公開）

第７条　協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第８条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、対応した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（協議会の実施事項）

第９条　協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、留萌振興局留萌建設管理部治水課に置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会の運営、進行招集は事務局が行う。

（雑則）

第 10 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定するものとする。

（附則）

本規約は、令和３年３月 19 日から施行する。

別表１　　古丹別川流域治水協議会　構成員

関係機関	構成員
留萌振興局	局　長（会長）
	副局長（建設管理部担当）（副会長）
留萌開発建設部	部　長
留萌南部森林管理署	署　長
苫前町	町　長
苫前土地改良区	理事長
留萌中部森林組合	代表理事組合長

別表２　　古丹別川流域治水協議会（幹事会）

関係機関	幹事
留萌振興局	地域創生部 　地域政策課主幹 留萌建設管理部 　事業室長（幹事長） 　用地管理室長（副幹事長） 　維持管理課長 　治水課長 産業振興部 　農村振興課長 　林務課長 森林室 　森林整備課長
留萌開発建設部	公物管理課長 農業開発課長
留萌南部森林管理署	次　長
苫前町	総務財政課長 建設課長 農林水産課長
苫前土地改良区	事務局長
留萌中部森林組合	総務課長

別表３　　古丹別川流域治水協議会　アドバイザー

関　係　機　関
（アドバイザー） 留萌開発建設部治水課